

令和5年度  
民報奨学生推薦のお願い

一般財団法人 福島民報教育福祉事業団

令和4年12月

各高等学校校長 殿

福島市太田町13番17号

一般財団法人 福島民報教育福祉事業団

理事長 矢森真人

## 民報奨学生推薦のお願い

謹啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、福島民報教育福祉事業団は、このたび令和5年度の民報奨学生を募集する運びとなりました。

県土発展の力となる若手人材育成を目的に、昭和56年に設立され、第1回から数えると今回で42回目になります。令和4年度までに支給した奨学金の総額は、388名に対し2億2,360万円にのぼります。

民報奨学生の募集要項、及び当事業団の概要は別記の通りです。奨学金給付の有効かつ公平を期すため、希望者の申し出により学校で適格であると認めた生徒を奨学生にご推薦賜りたく、お願い申し上げます。

なお、希望者が多数の場合は、当事業団の選考委員会で選考させていただきますので、あらかじめご了承ください。

謹白

## 民報奨学生推薦要項

1. 資格 福島県内の高等学校を卒業し、令和5年4月に大学(短大・専門学校を含む)に進学する方のうち、成績・操行ともに優秀で、経済的に恵まれない福島県内在住者の子弟。また卒業後、福島県内の企業に就職するなど郷土の発展に寄与し、社会的貢献をする意欲のある方。
2. 給付額と給付期間
- |               |                          |
|---------------|--------------------------|
| (イ) 大学(4年制以上) | 入学年度 20万円                |
|               | 2学年 20万円                 |
|               | 3学年 20万円                 |
|               | 4学年 20万円                 |
| (ロ) 短期大学      | 入学年度 20万円                |
|               | 2学年 20万円                 |
| (ハ) 専門学校      | 入学年度 20万円                |
|               | 2学年以降は修学期間に<br>応じて20万円ずつ |
- ※給付を受けた奨学資金は返還を要しない。  
また休学、留年中は給付期間に含まない。
3. 給付方法 毎年6月下旬までに給付する。※他の奨学金との併用可。
4. 採用人員
- |               |     |
|---------------|-----|
| (イ) 大学(4年制以上) | 若干名 |
| (ロ) 短期大学      | 若干名 |
| (ハ) 専門学校      | 若干名 |
5. 推薦方法 別紙所定用紙(第1号様式・第2号様式)に記入の上
- ①3学年間の成績証明書
  - ②在校中最終の健康診断書写し
  - ③進学先の合格通知書の写し
  - ④進学先の在学証明書(証明書は入学後に提出する)
  - ⑤所得のある同居家族全員の所得証明書(直近のもの)  
※祖父母の年金収入等も含む
- 以上の書類を添付し、下記送付先まで郵送のこと。
6. 推薦期限
- ①②③⑤については令和5年4月7日(金)当日消印有効。
  - ④については、進学先に入学後、本人からの提出でよい。  
ただし、遅くとも4月中には事業団に送付すること。
7. 送付先 〒960-8068 福島市太田町13番17号 民報ビル 6F  
一般財団法人 福島民報教育福祉事業団 ☎(024)531-4191
8. 選考 5月中に選考委員会を開催し、奨学生採用者を決定、本人に通知する。

○設立目的 福島県における社会福祉事業、文化の向上及び奨学金の給付を行い、もって県民の福祉水準の向上に寄与することを目的とする。

○事業内容

- (1)経済的理由により修学困難な者に対して奨学金を給付し、もって社会に有用な人材を育成する事業
- (2)社会福祉と文化の各事業者、団体に対して助成する事業
- (3)チャリティー事業
- (4)公益を目的とする団体の文化事業への後援事業
- (5)社会福祉事業の調査研究、及び福祉関係書籍の出版刊行に関する事業
- (6)被災者支援の義援金及び指定寄附を受け付け、送付する事業
- (7)寄附事業
- (8)その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

○所 在 地 〒960-8068 福島市太田町13番17号  
民報ビル 6F  
☎ (024) 531-4191